

第2節 組織動員計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡 2 災害時における各課職員の担当事務の周知 3 災害対策本部を設置する前 ⇨ 災害警戒本部により対応 4 災害対策本部の設置場所 ⇨ 市庁舎別館3階委員会室 (状況に応じ現地災対本部設置) 5 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立 6 本部内の事務の片寄り ⇨ 集約(本部事務局) ⇨ 各部へ応援要請	各課、各関係機関共通

第1 計画の方針

和泉市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、必要な組織動員体制をとり、迅速かつ的確に災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するものとする。

第2 和泉市の組織体制

1 事前活動

総務部長は、災害発生のおそれがある気象予警報等が発令されたときは、関係部長と協議のうえ、情報活動など必要な事前活動を行う。

2 災害警戒本部の設置

防災担当助役は、次の設置基準に該当する場合には、市長の指示により災害警戒本部を設置する。

(1) 災害警戒本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 小規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	和泉市の地域において災害発生のおそれが解消したとき。 災害応急対策が概ね完了したとき。 災害対策本部が設置されたとき。 その他市長が認めたとき。

(2) 災害警戒本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 防災担当助役 副本部長 他の助役、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者 本部員 全部長級職員 *状況に応じ副本部長、本部員を限定する。	情報の収集、伝達に関すること。 職員の配備体制に関すること。 災害対策本部の設置に関すること。 その他災害応急対策の実施に関すること。

(3) 設置場所

災害警戒本部は、市庁舎別館3階委員会室に設置する。

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
中規模又は大規模な災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策が概ね完了したとき。 その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 市 長 副本部長 防災担当助役、他の助役、収入役、教育 長、水道事業管理者、病院事業管理者 本部員 全部長級職員	情報の収集、伝達に関する事 職員の配備体制に関する事 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関する事 関係機関に対する応援又は派遣要請に関する事 現地災害対策本部の設置に関する事 その他災害対策に関する重要事項の決定に関する事

(3) 設置場所

災害対策本部は、原則として市庁舎別館3階委員会室に設置する。

4 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害の状況に応じ、応急対策の実施を局地的又は重点的に推進する必要があると認めたときは、被災地近接の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の設置及び廃止

設 置 基 準	廃 止 基 準
災害対策本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が概ね完了したとき。 その他災害対策本部長が認めたとき。

(2) 現地災害対策本部会議の構成員及び所掌事務

構 成 員	所 掌 事 務
本部長 災害対策本部長が指名 副本部長 " 本部員 "	情報の収集、伝達に関する事 現地における関係機関及び災害対策本部との連絡調整に関する事 職員の配備体制に関する事 現地の災害応急対策の実施に関する事 その他必要な事項

第3 和泉市の動員配備体制

1 職員の配備基準配備体制

市長は、必要に応じ各配備を指令する。

なお、配備体制の詳細は、「和泉市災害応急対策実施要領」で定める。

配備名	配備基準	配備体制
事前配備 1号又は2号	災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 その他市長が必要と認めたとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制
警戒配備 1号又は2号	災害の発生が予想されるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 小規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
非常配備A号	中規模災害が発生したとき。 小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、概ね職員の1/3を動員する。
非常配備B号	中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、概ね職員の2/3を動員する。
非常配備C号	大規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策、復旧対策を実施するため、全職員を動員する。

2 勤務時間外における職員の動員体制

職員の緊急連絡網を常に整備しておくとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

第4 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第5 大阪府現地災害対策本部との連携

和泉市及び防災関係機関は、市域内に大規模な災害が発生し、大阪府の現地災害対策本部が設置された場合には、相互に連携し災害応急対策の実施にあたるものとする。

資料編	和泉市災害対策（警戒）本部の機構及び事務分掌 和泉市職員動員配備体制一覧 和泉市防災会議条例 和泉市防災会議委員任命一覧 和泉市災害対策本部条例
-----	--